

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令案及び自動車の登録等に係るOCRに用いる申請書、届出書、請求書及び嘱託書の記載方法並びに登録事項等通知書、輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書、登録識別情報等通知書、登録事項等証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の表示方法に関する告示の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

自動車の登録及び検査に関する申請書の様式は、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和45年運輸省令第8号。以下「様式省令」という。）により定められている。

今般、自動車技術の向上に伴う原動機及び電動機を複数組み合わせた次世代自動車（ハイブリッド車、電気自動車等）の登場により、自動車検査証記入等の申請書における原動機型式の記入欄の桁数が不足するという問題が生じている。

また、国土交通省の自動車登録検査業務電子情報処理システムと保安基準適合性審査を担う独立行政法人自動車技術総合機構の自動車審査高度化施設（審査結果を記録するシステム）との連携の強化により、様式省令第八号様式に記載されるけん引車及び被けん引車に係る情報についても、当該両システム間で電子的に共有することが可能となる予定である。

これらのことを踏まえ、様式省令及びその細則を定める自動車の登録等に係るOCRに用いる申請書、届出書、請求書及び嘱託書の記載方法並びに登録事項等通知書、輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書、登録識別情報等通知書、登録事項等証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の表示方法に関する告示（平成15年国土交通省告示第1347号。以下「記載方法等告示」という。）について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

（1）様式省令の一部改正

① 第二号様式及び軽第二号様式（自動車検査証記入等申請書）の改正

「原動機の型式」欄の最大記入桁数を12桁から24桁に改める。

② 第八号様式（自動車検査証記入申請書備考欄補助シート）の改正

「けん引車・被けん引車」欄に、型式が「試作」又は「組立」に設定されるけん引車又は被けん引車の車台番号及び型式が「不明」に設定されるけん引車又は被けん引車のシリアル番号についても記入できることとする。

※ 現行ではこれらの情報は第八号様式に記入することができないことから、第十号様式（原則使用する様式に記入することのできない情報を示す必要があるときに使用する様式）に記入している。

（2）記載方法等告示の一部改正

（1）②に伴う所要の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

公 布：平成30年2月中旬

施 行：平成30年4月1日